

# 01

## 知識

# お金と賢くつきあっていくために ～知っていますか。ローン購入物品の信用情報～

数年前まではまだ珍しかったスマートフォン(スマホ)だが、総務省発表によると平成24年末時点の携帯電話普及率では実に半数以上をこのスマホが占めているらしい。電話としての機能に加えて、いつでも手軽にインターネット接続が可能になったことが昨今の爆発的普及の要因なのだろう。家族や友人と連絡を取り合うために、今では何と小学生の頃から自分自身のスマホを所持しているようだ。

ところでこのスマホだが、契約(購入)しようとするほとんどの携帯会社はその端末代金を分割し、月々の通話料等に織り交ぜて請求する。つまり私たちは毎月の通信料の支払いと合わせて、「割賦販売」によってローンで購入した携帯電話の端末代金を「返済」していることになる。これまでローンや借金とは縁がないと思っていたのに、実は自分でも気づかない内に、しかもこんなに身近なところでローン契

約を結んでいたという事実には驚いた人もいるだろう。「端末代金を実質0円」の謳い文句に惑わされて、実際には端末代金を支払わされているという事実が見えにくくなっていることも原因のひとつだと思われる。そしてローンで携帯を購入したということは、当然、ローン会社による信用調査が行われたということであり、信用情報機関(株式会社シー・アイ・シー)に購入及び返済している旨の信用情報が登録されることになる。これがどういう意味か解るだろうか。先ほど携帯会社からの毎月の請求内訳に携帯端末代金も含まれていると書いた。よって万が一この請求書の支払いを滞らせてしまうと、同時に信用情報機関にも「延滞情報」が登録されてしまうことになり、以後クレジットカードや各種ローンの審査が通らなくなる可能性も出てくるだろう。実際に近年、上記信用情報機関に保有されている滞納件数は増加傾向にある。このよう

に、自分では気づかないところで信用情報が登録されている可能性があるということをぜひ知っておいていただきたいと思う。

日本ファイナンス株式会社  
下関店 店長  
松原 剛  
AFP(日本FP協会認定)  
TEL083-234-3544  
<http://nihon-finance.com>

借金で苦しむ人への的確なアドバイスで定評がある、消費者金融のプロフェッショナル。弁護士の人脈、債務カウンセリング、真摯に相談に乗る姿勢が認められ、感謝の声が多数寄せられている。ラジオなどのメディア出演を通して、借財に対する正しい認識を広めている。

